

島根大学法文学部紀要
島根大学法文学部法経学科^篇
島根大学大学院法務研究科

島大法學

野村泰弘先生退職記念号

第61巻 第3・4号

献呈の辞	朝 田 良 作 (1)
野村泰弘教授略歴・業績一覧	(3)
< 論 説 >	
イギリス青少年司法における付託命令 ：修復的司法と社会資源の活用	三 宅 孝 之 (9)
部落有林野統一の性格とその後の公有地入会権 —福岡県飯塚市における入会権訴訟からの考察—	江 溯 武 彦 (29)
親会社等の経営責任	洪 濟 植 (79)
財産評価基本通達・総則6項の適用をめぐる問題	谷 口 智 紀 (141)
市民裁判官の参加した第一審判決の 第二審における取り扱い	高 橋 正 太 郎 (167)
公物管理責任の守備範囲と公物管理論	磯 村 篤 範 (197)
< 判例研究 >	
自動車降車時の受傷と搭乗者傷害特約における運行起因性 —最判平成28年3月4日金判1489号18頁—	嘉 村 雄 司 (213)

2018年3月

島根大学法文学部
島根大学大学院法務研究科

献 呈 の 辞

野村泰弘先生は、西南学院大学大学院法学研究科博士後期課程を単位修得退学され、2007年3月まで鳥根県立大学総合政策学部などで民法をはじめとする法律学の教員をされた後、地域に深く根ざした法曹を山陰の地でも養成したいとの熱い思いをもたれ、同年4月に本学法務研究科（山陰法科大学院）の民事法の専任研究者教員（教授）として赴任されました。

野村先生は、本研究科では民法、民事法総合の授業を、また学部教育では教養科目をはじめ法文学部法経学科では特殊講義（不法行為）、特殊講義（民事法総合演習）などを担当され、学生を温かくきめ細かく指導されてきました。そして、弁護士になった研究科の修了生やこれから法曹を目指す学部学生の多くに感謝され、親しまれてきました。

研究面におかれましては、「入会権における構成員の権利と集団の権利との関係」（法律時報2013年8月号）をはじめとする多くの論文を著され、わが国の民法学の発展に多大な貢献をされてきました。そして、これらは、野村先生の本学における学生への教育の礎にされてきたとともに、本研究科の副研究科長（学生担当）及び学内の各種委員として、2017年からは研究科長および教育研究評議会評議員としてご活躍されてきたことの支えとされてきました。

また、野村先生は、鳥根県の委託事業である消費者リーダー育成講座や本学山陰法実務教育研究センターによる社会人学び直し教育プログラムである法実務スキルアップセミナーにおいて、社会人である受講生にとりたいへん分かりやすく、しかも実践的な授業を行ってこられました。さらに、鳥根県事業認定審議会委員、出雲市入札等監視委員会委員なども歴任されてきました。そして、それらのことを通して、山陰地域にたいへん貢献されてきました。

この3月をもって野村先生はご退職されることとなりますが、ここにあら

ためて野村泰弘先生のご功績に対して深く感謝いたします。

極めて厳しい状況下にある地方国立大学の島根大学ですが、野村先生が本学において築き上げられてきた業績を大切に、本学における法学教育と法学研究をさらに発展させることを誓うとともに、野村先生のますますのご健勝とご活躍を心より祈り、ここに『島大法学』を編み献上させていただきます。

2018年3月

島根大学大学院法務研究科（山陰法科大学院）

副研究科長 朝 田 良 作



野村泰弘先生近影

野村 泰弘 教授

略 歴

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1952（昭和27）年9月3日 | 山口県熊毛郡に生まれる。 |
| 1971（昭和46）年3月31日 | 山口県立徳山高校卒業 |
| 1975（昭和52）年3月31日 | 早稲田大学法学部卒業 |
| 1988（昭和63）年3月31日 | 西南学院大学大学院法学研究科博士前期課程
修了 |
| 1991（平成3）年3月31日 | 西南学院大学大学院法学研究科博士後期課程
満期単位取得退学 |

職 歴

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1991（平成3）年4月1日 | 徳山大学専任講師 |
| 1994（平成6）年4月1日 | 徳山大学助教授 |
| 1999（平成11）年4月1日 | 徳山大学教授 |
| 2003（平成15）年4月1日 | 埼玉工業大学人間社会学部教授 |
| 2005（平成17）年4月1日 | 島根県立大学総合政策学部教授 |
| 2008（平成20）年4月1日 | 島根大学大学院法務研究科教授 |

研究業績

- （共著）杉光英俊編著『環境保全と地域開発』（徳山大学研究叢書16）〔第6章「入会権とゴルフ場」〕153-206頁（徳山大学総合経済研究所、1998年3月）
- （共著）道廣泰倫編著『現代法学』〔第4章「財産と法」、第11章「交通と法」〕

(法律文化社、1999年3月)

(共著) 鳥根県立大学地域政策研究グループ編『鳥根の未来を考える—鳥根地域政策の課題と展望』115-128頁〔第8章「入会権の視点から見た不在村・放置林問題」〕(山陰中央新報社、2007年11月)

(共著) 宇野重昭・吉塚徹編『地域政策研究の新地平—鳥根地域の将来展望のために—』161-194頁〔第6章「入会権の里山論的展開」〕(公人社、2007年12月)

論 文

「取得時効と善意—民法162条1項の「所有ノ意思」との関連において—」
西南学院大学大学院法学研究論集第7号19~58頁(1989年2月)

「『所有ノ意思』と善意—判例の類型的考察を通じて—」西南学院大学大学院法学研究論集第8号1頁~35頁(1990年3月)

「『所有ノ意思』と善意(二)—判例の類型的考察を通じて—」西南学院大学大学院法学研究論集第9号1頁~29頁(1991年1月)

「『譲渡後占有継続』事例と取得時効—『所有の意思』を中心として—」徳山大学論叢第37号381-416頁(1992年6月)

「駐停車自動車の民事責任—追突事例—」徳山大学論叢第39号217-252頁(1993年6月)

「駐停車自動車に対する追突と過失相殺」徳山大学論叢第40号263-294頁(1993年12月)

「入会権の解体と権利意識(一)—生田谷入会訴訟を素材として—」徳山大学論叢第41号221-254頁(1994年6月)

「入会権の解体と権利意識(二)—生田谷入会訴訟を素材として—」徳山大学論叢第42号113-146頁(1994年12月)

「駐停車自動車の民事責任—非接触型事故—」徳山大学論叢第43号166-204頁(1995年6月)

- 「入会権とゴルフ場開発」徳山大学紀要第43号141-161頁（1996年3月）
- 「自転車事故－その裁判例と問題点」徳山大学紀要第44号157-197頁（1996年6月）
- 「駐停車自動車の民事責任－二次接触事故－」徳山大学論叢第47号171-206頁（1997年6月）
- 「交通事故の企業責任と安全運転管理者」徳山大学紀要第21号253-280頁（1999年3月）
- 「共有入会地の処分と慣習－山口県上関町四代原発用地を素材として－」徳山大学論叢第53号39-86頁（2000年6月）
- 「部落有林野と町村制・統一政策（一）－広島県南原共有林を素材として－」徳山大学論叢第57号69-116頁（2002年6月）
- 「部落有林野と町村制・統一政策（二）－広島県南原共有林を素材として－」徳山大学論叢第58号86-128頁（2002年12月）
- 「山口県における部落有林野の沿革と『組』名義」（共）徳山大学総合研究所紀要第25号85-89頁（2003年3月）
- 「入会権と固有必要的共同訴訟（一）」埼玉工業大学人間社会学部紀要第2号41～67頁（2004年3月）
- 「入会権と固有必要的共同訴訟（二）」埼玉工業大学人間社会学部紀要第3号59～84頁（2005年3月）
- 「入会権の性質の転化と消滅－上関原発用地入会権訴訟を素材として－」島根県立大学総合政策論叢第12号29-69頁（2006年10月）
- 「共有入会地の慣習に反する処分に対する訴訟」島根県立大学総合政策論叢第13号163-174頁（2007年3月）
- 「神社地の帰属と入会権－上関原発用地を素材として－」島根県立大学総合政策論叢第14号43-75頁（2008年2月）
- 「上関原発共有入会地訴訟最高裁判決について」島大法学第52巻第1号23-62頁（2008年5月）
- 「責任能力ある未成年者の監督義務者の民法709条責任」島大法学第52巻第

2号1-34頁（2008年8月）

「自動車による囲繞地通行権——人格権と転売目的」島大法学第53巻第1号
1頁～75頁（2009年6月）（平成21）

「入会権における構成員の権利と集団の権利との関係」法律時報2013年8月
号16～21頁（平成25）2013年

判例研究

「無権代理人と本人をともに相続した相続人と追認拒絶権および履行拒絶
権」西南学院大学法学論集第20巻2号139～155頁（1987年12月）

「保有者が助手席に同乗しての自損事故において相続人が受領した自損事故
保険金および搭乗者傷害保険金は損害額の算定において控除されないとさ
れた事例」東京高判昭和59年5月31日（下民集35巻5～8号323頁）西南
学院大学法学論集第22巻1号175頁（1989年7月）

「いわゆる予定公物について、公共用財産の取得時効の法理の趣旨に準じ
て、取得時効の成立が否定された事例」東京高判昭和63年9月22日（判時
1291号61頁）西南学院大学法学論集第23巻4号105頁（1991年3月）

「入会権の確認を求める訴えは固有必要的共同訴訟であり、たとえ非同調者
を被告として加えたとしても不適法な訴えであるとして却下された事例
——鹿児島地判平成17年4月12日（平成14年（ワ）第785号 入会権確認
請求事件）判例集等未登載」島根県立大学総合政策論叢第10号91-107頁
（2005年12月）

その他

「入会利用の変容と入会権」西日本入会林野研究会会報第15号20-22頁（1991
年5月）

「誤解に流された入会権の消滅」西日本入会林野研究会会報第19号13-16頁

(1995年6月)

「利用収益のなくなった入会林野—共有入会権を中心に置いた考察の必要性—」西日本入会林野研究会会報第26号49-52頁(2002年7月)

社会活動

山口県安全運転管理者講習講師 平成10年度、11年度
徳山市情報公開審査会委員 平成8年4月～平成15年3月
防府市個人情報保護審査会委員 平成10年7月～平成15年3月
防府市情報公開審査会委員 平成11年1月～平成15年3月
田布施町情報公開審査会・個人情報審査会委員
平成12年4月～平成15年3月
大和町情報公開審査会委員 平成13年4月～平成15年3月
新南陽市情報公開審査会委員・個人情報審査会委員
平成13年4月～平成15年3月
新南陽市政治倫理審査会委員 平成14年度
出雲市入札等監視委員会委員 平成24年～29年

所属学会

日本法社会学会
日本私法学会
日本土地法学会
日韓土地法学会

<執筆者紹介> (執筆順)

三宅孝之 鳥根大学大学院法務研究科特任教授
江 武彦 鳥根大学法文学部教授
洪 济植 鳥根大学大学院法務研究科教授
谷口智紀 鳥根大学法文学部准教授
高橋正太郎 鳥根大学法文学部講師
磯村篤範 鳥根大学大学院法務研究科教授
嘉村雄司 鳥根大学法文学部准教授

鳥 大 法 學 第61卷第3・4号

2018年3月発行

編集者 鳥根大学法文学部法経学科
鳥根大学大学院法務研究科
編集委員 鈴木 隆
発行者 鳥根大学法文学部
学部長 田坂 郁夫
鳥根大学大学院法務研究科
研究科長 野村 泰弘
松江市西川津町1060番地
印刷所 (有) 黒 潮 社
松江市向島町182-3

SHIMANE LAW REVIEW

MEMOIRS OF THE FACULTY OF LAW AND LITERATURE
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF LAW
SHIMANE UNIVERSITY

Vol. 61 No.3・4

March 2018

CONTENTS

Dediction to Professor Yasuhiro Nomura	Ryosaku Asada (1)
<Material>	
Academic Resumé and Publications of Professor Yasuhiro Nomura	(3)
<Article>	
Referral Orders and Youth Justice in England and Wales	
	Takayuki Miyake (9)
The Unification of the Forest Which a Village Owns and Later the Common Right on the Public Land.	
	Takehiko Ebuchi (29)
A Study on Responsibilities of Parent Companies	J.S.Hong (79)
A Study on Problems of Tax Bases Evaluation by Inheritance Property Valuation Ruling	Tomonori Taniguchi (141)
The Handling of the First instance judgement under lay judge system in Second instance	Shotaro Takahashi (167)
Der Verantwortungsbereich für das Management der öffentlichen Sachen und die Theorie über die öffentlichen Sache	
	Atsunori Isomura (197)
<Case Note>	
Case study: the interpretation problem of automobile insurance	
	Yuji Kamura (213)

Published
by
THE FACULTY OF LAW AND LITERATURE
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF LAW
SHIMANE UNIVERSITY